

## 阿賀野市上下水道局告示第4号

## 指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

阿賀野市指定給水装置工事事業者規程（平成16年阿賀野市水道事業管理規程第33号）第7条の規定により、阿賀野市水道事業給水区域内で給水装置工事を行う次の業者から給水装置工事の事業の廃止について届出があったので、同規程第10条の規定に基づき告示する。

令和5年4月6日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 田 中 清 善

令和5年2月28日 廃止

指定番号	指定業者	住 所	電話番号
222	そが住設	阿賀野市駒林6764番地	090-4120-7135